

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年2月28日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則(昭和35年長野県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「

116	375	280	167	1,016	287	1,303
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

117	408	277	144	1,024	287	1,311
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

135	618	757	752	2,303	158	2,461
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

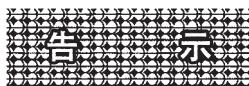
134	585	760	775	2,295	158	2,453
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

警務課



長野県告示第82号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数、同条第5項の知事が定める一般納付金所得係数、同条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数、同条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数、政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数、同条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数、同条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数、政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数、同条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数及び同条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数を次のように定め、平成31年4月1日から適用します。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等(平成30年長野県告示第42号)は、平成31年3月31日限り、廃止します。

平成31年2月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数
1
- 2 政令第9条第5項の知事が定める一般納付金所得係数
0.9531698455949
- 3 政令第9条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数

1.0623858560702

- 4 政令第9条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数
0.617
- 5 政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数
0.9474650773866
- 6 政令第10条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数
0.9999999974750
- 7 政令第10条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数
0.650
- 8 政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数
0.9641023296713
- 9 政令第11条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数
0.9999999927018
- 10 政令第11条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数
0.593

健康増進課国民健康保険室

長野県告示第83号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成31年2月28日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
ひだまり薬局	伊那市西町4897-4	平成31年2月1日
ふたば湖南薬局	諏訪市湖南5932-1	平成31年2月1日

障がい者支援課

長野県告示第84号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成31年2月28日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定更新年月日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久 総合病院	佐久市臼田197	平成31年2月1日
こじま矯正歯科クリニック	上田市緑が丘1-1-16	平成31年2月1日
伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313番地1	平成31年2月1日
松本協立病院	松本市巾上9-26	平成31年2月1日
たぐち薬局	上田市住吉312-14	平成31年2月1日
株式会社アルプス薬局	上伊那郡南箕輪村1284-9	平成31年2月1日
はばざか薬局	飯田市羽場坂町2345-39	平成31年2月1日
日本調剤 松本薬局	松本市島立2100-3	平成31年2月1日
クスリのアオキ粟佐薬局	千曲市粟佐宮西1258-1	平成31年2月1日

障がい者支援課

長野県告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成31年2月28日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
有限会社柳屋薬局	上伊那郡箕輪町中箕輪9656	平成30年12月1日

障がい者支援課

長野県告示第86号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定（平成31年長野県告示第58号）により指定した区域のうち、上伊那郡中川村、下伊那郡高森町及び北安曇郡白馬村の区域について、平成31年2月22日をもってその指定を解除しました。

平成31年2月28日

長野県知事 阿部守一

園芸畜産課

長野県長野地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、長野広域連合から規約の変更の届出がありました。

平成31年2月28日

長野県長野地域振興局長 吉澤 猛

市町村課

長野県大町建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年3月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年2月28日

長野県大町建設事務所長 清水孝二

1 道路の種類 県道

2 路線名 白馬岳大町線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平2657番の143地先から 大町市平2657番の143地先まで	旧	m 7.6～9.6	km 0.0300
同 上	新	m 7.6～11.2	km 0.0300

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平2657番の243地先から 大町市平2657番の241地先まで	旧	m 6.2～7.6	km 0.0307
同 上	新	m 7.2～9.4	km 0.0307

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平2656番の45地先から 大町市平2656番の246地先まで	旧	m 6.8～6.9	km 0.0340
同 上	新	m 6.8～8.6	km 0.0340

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平2595番の36地先から 大町市平2160番の17地先まで	旧	m 6.0～9.0	km 0.0522
同 上	新	m 7.4～9.0	km 0.0522

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平2160番の1地先から 大町市平2160番の14地先まで	旧	m 6.3～6.6	km 0.0404
同 上	新	m 7.6～9.0	km 0.0404

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平2152番の6地先から 大町市平2152番の3地先まで	旧	m 7.1～8.1	km 0.0381
同 上	新	m 7.1～9.9	km 0.0381

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平8040番の36地先から 大町市平8040番の141地先まで	旧	m 7.0～7.1	km 0.0325
同 上	新	m 8.5～9.2	km 0.0325

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平8040番の422地先から 大町市平8040番の22地先まで	旧	m 6.7～7.0	km 0.0342
同 上	新	m 6.7～8.4	km 0.0342

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市平8040番の11地先から 大町市平8040番の2地先まで	旧	m 6.8~7.9	km 0.0368
同上	新	m 6.8~9.7	km 0.0368

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年3月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年2月28日

長野県大町建設事務所長 清水孝二

1 路線名 白馬岳大町線

2 供用を開始する区間

大町市平2657番の143地先から

大町市平2657番の143地先まで

大町市平2656番の45地先から

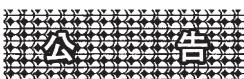
大町市平2656番の246地先まで

大町市平2152番の6地先から

大町市平2152番の3地先まで

3 供用を開始する期日 平成31年2月28日

道路管理課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成31年2月28日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ながの東急百貨店

長野市南千歳1-1-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ながの東急百貨店

長野市南千歳1-1-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社ながの東急百貨店	楠野 創

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社ながの東急百貨店	小笠原 弘

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社ながの東急百貨店	楠野 創

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社ながの東急百貨店	小笠原 弘

4 変更した年月日

平成30年4月18日

5 届出年月日

平成31年2月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成31年2月28日から平成31年6月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成31年2月28日